

方針

2

みんなが安全・安心に暮らせるまちを共に創ります。

危機管理に備えた安全安心のまちづくり

1

消防・防災の強化

担当：生活環境課

5

11

13

17

①防火貯水水槽新設事業【新規】 【1,100万円】

谷地上屋地内の消防水利強化のため地下式防火貯水水槽を新設。

②防災力強化事業 【101万円】

頻発かつ激甚化する豪雨や地震などの自然災害に備え、継続的な地域防災訓練や災害図上訓練を実施するとともに、アルファ米など、避難所用備蓄品を購入。



▲紙芝居の読み聞かせによる防火教育を実施

③町防災行政無線等バッテリー交換業務 【201万円】

災害発生時の情報伝達手段を確保するため、町防災無線移動局のバッテリーを更新（町内会長分など）。

④伊達地方消防組合運営負担金 【2億2,227万円】

1市3町（伊達市・伊達郡）で構成する消防組合の運営費を負担。



▲建替工事が始まる中央消防署西分署

⑤消防団活動費 【6,269万円】

地域住民の生命と財産を守る消防団活動に対し、必要な消防用装備品や被服などを貸与。また、災害対応力強化のため水中ポンプの配備、火災現場用防火衣の更新を実施。



▲地域防災の柱となる消防団活動



▲東日本大震災発生時、給水活動に従事

⑥桑折町国土強靱化地域計画の見直し及び推進 【0万円】

国土強靱化計画における各プログラムの達成状況や進捗を適切に検証し、進捗管理に努めます。また、必要に応じて施策の追加や計画の見直しを行います。



▲致命的な被害を負わない強さと速やかに復旧できるしなやかさを備えるために

⑦雨量計設置事業【新規】 【250万円】

半田沼と睦合地区に雨量計を設置し、各地区の雨量を早期に把握、初動体制の構築や避難指示などの判断に活用。

2

生活安全対策の推進

担当：生活環境課

4

5

11

16

17

①防犯対策対策事業 【372万円】

夜間における犯罪の未然防止や通行者の安全確保のため、防犯灯の適切な維持管理等を実施。

②消費者行政対策推進事業 【0万円】

消費者相談窓口の設置や、町民向けの消費生活講座開催などを実施。



▲消費生活講座で日常生活に潜むトラブルに巻き込まれないための知識や情報を提供

③交通安全対策事業 【372万円】

交通安全教室や街頭啓発、カーブミラーや路面標示等交通安全施設整備などを実施。



▲通園・通学児童の安全を守る交通教育専門員



▲通学路等の危険箇所を確認・点検

令和4年福島県沖地震により被災された町民のみなさまへの支援について

3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震により被災した皆様に心よりお見舞いを申し上げます。町は、被災された皆様が1日も早く日常生活を取りもどせるよう、支援策を講じていきます。

●り災証明書の申請

地震により、被災した家屋などの「り災証明書」および「被災届出証明書」の申請を下記のとおり受け付けています。

- 受付期間 4月15日(金)まで 8:30~17:15(平日のみ)
- 受付窓口 役場1階

り災証明書	
対 象	被害を受けた建物（倉庫や物置なども含む）
内 容	申請受付後、役場職員などが現地を調査し、国の基準により被害の程度を判定して証明書を発行するもの
提出に必要なもの	①り災証明申請書 ②被害状況写真（建物全体の四方、被害箇所）※写真は印刷したものを持参してください。 ③本人確認できるもの（免許証、マイナンバーカード、保険証など） ④委任状 ※④は申請者（被災物件の所有者・居住者）の同一世帯員以外が申請される場合に必要
発行期間	3～4週間後に郵送で交付

※建物以外（自動車、家財、ブロック塀など）については「被災届証明」の申請を受け付けています。

☎税務住民課 課税係 ☎582-2114

●住宅応急修理支援事業

日常生活に必要な最小限度の住家部分を応急的に修理します。

- 受付期間 5月31日(火)まで 8:30~17:00(平日のみ)
- 受付窓口 役場2階
- 修理期限 6月15日(水)

- ・申請時には、被災状況が分かる写真およびり災証明書の持参をお願いします。
- ・上記申請期限と修理期限は状況により延長となる可能性があります。

被害の区分（り災証明書）	支援内容
全壊	・日常生活に必要な最小限度の住家部分を応急的に修理します。（応急修理は、町が業者に依頼して実施）
大規模半壊	・修理限度額 1世帯あたり59万5千円まで
中規模半壊	・日常生活に必要な最小限度の住家部分を応急的に修理します。（応急修理は、町が業者に依頼して実施）
半壊	・修理限度額 1世帯あたり30万円まで

☎建設水道課 都市整備係 ☎582-2127

●町災害ボランティア支援

住宅の片づけや屋根の応急処置を希望する被災者は、下記へ連絡ください。

また、ボランティア活動者を募集しています。中学生以上でご協力いただける人は連絡ください。

☎町社会福祉協議会
(町ボランティアセンター) ☎581-0255
582-1155

●入浴施設無料開放

3月16日に発生した地震による被災者支援として、桑折町民限定で、下記施設の入浴を無料とします。

- ・うぶかの郷（火曜定休、10:00~20:00）☎582-4500
- ・大かや園（月曜定休、10:00~16:00）☎582-5155

■期 間 4月17日(日)まで

■その他 受付で、本人確認書類の提示をお願いします。

☎産業振興課☎582-2126、健康福祉課☎582-1133

●災害見舞金の支給

住家に大きな被害のあった世帯へ見舞金を支給します。

【補助率または金額】

全壊10万円、半壊等5万円

【助成対象】

罹災証明書で半壊以上の判定を受けた世帯

☎健康福祉課 ☎024-582-1133

●被災者生活再建支援制度

自然災害により居住する住宅に著しい被害を受けた世帯へ支援金を支給します。

【助成対象】

罹災証明書で半壊以上の判定を受けた世帯

☎健康福祉課 ☎024-582-1133

●災害救護資金貸付事業

住宅等に被害のあった世帯へ災害救護支援金を貸し付けます。

【助成対象】

住居または家財などに被害のあった世帯

☎健康福祉課 ☎024-582-1133